

○三島市山車新造事業費等補助金交付要綱

平成 5 年 10 月 1 日

制定

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域におけるコミュニティ活動の振興を図るため、祭典等の地域行事に使用する山車又は山車小屋の新造、新築又は修理を行う町内会等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則(昭和 54 年三島市規則第 8 号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 山車 地域の祭典等に際し、郷土の伝統芸能である三島ばやしを演奏しながら、引き回しを行うための車をいう。
- (2) 山車小屋 山車を常時保管するための収納庫をいう。
- (3) 町内会等 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体又はその連合体をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助の対象となる経費は、町内会等が行う山車又は山車小屋の新造、新築又は修理に要する経費とし、補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率(額)とする。

区分	補助金の率(額)
山車の新造	経費の 3 分の 1 以内とし、500 万円を限度とする。
山車小屋の新築	
山車又は山車小屋の修理	経費の 2 分の 1 以内とし、50 万円を限度とする。

2 同一の山車小屋における補助金の交付は、1 回を限度とする。

3 同一の山車における補助金の交付は、当該補助金の交付の申請をした日の属する年度から同日から起算して 5 年を経過した日の属する年度までの間につき、1 回を限度とする。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 5 年 10 月 1 日制定)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

2 この要綱の規定は、平成 4 年度中に新造した山車についても適用する。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 28 日制定)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日制定)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。